

助成金制度案内

雇用調整助成金制度

景気の変動など経済情勢が理由となる業績の悪化により、生産量や売上高が減少して事業の縮小を余儀なくされた事業主が、休業・残業削減などで労働者の雇用維持に取り組む場合、雇用調整助成金制度により休業手当等の一部が助成されます。

●休業・教育訓練・出向の場合

中小企業緊急雇用安定助成金（中小企業）

休業等・出向に係る費用の助成率	4 / 5（解雇等を行わない場合：9 / 10）
教育訓練実施に係る加算額	6,000円

※休業等・出向に係る費用の助成額の日額上限は、7,730円（労働者1人1日当たり）

雇用調整助成金（大企業）

休業等・出向に係る費用の助成率	2 / 3（解雇等を行わない場合：3 / 4）
教育訓練実施に係る加算額	4,000円

●残業を削減する場合

残業時間を大幅に削減し、労働者の解雇・有期契約労働者の雇い止め・受け入れている派遣労働者の中途解除などを行わない事業主に対して支給されます。

残業削減雇用維持奨励金

	有期契約労働者(上限100人)	派遣労働者(上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※金額は、1人1年当たり

【問合せ先】ハローワーク（TEL: 0773-75-8609）

助成金説明会

日時：平成21年8月27日（木）13:30～15:30

場所：舞鶴グランドホテル「扇の間」

主催：京都府労働保険事務組合連合会

※参加ご希望の場合、下記連合会までご連絡ください。

【問合せ先】京都府労働保険事務組合連合会事務局（TEL: 075-212-0015）

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済がいざというときの
「安心」をご提供します

■最高3,200万円の共済金の貸付けが受けられます。

- ・取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- ・貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- ・「倒産」とは（ア）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、（イ）手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先事業者が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

■共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

- ・共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

■掛け金は税法上損金または必要経費に参入できます。

■一時貸付金制度も利用できます。

- ・共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は貸付けを受けることができます。

「経営セーフティ共済」は法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度（中小企業倒産防止共済制度）で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（国が全額出資）が運営しています。

【問合せ先】舞鶴商工会議所 TEL: 0773-62-4600 FAX: 0773-62-4933